

## 1 計画策定の趣旨

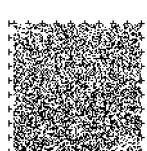
久留米市では、平成23年度（2011年度）に「第2期久留米市地域福祉計画」を、久留米市社会福祉協議会<sup>※1</sup>では、平成24年度（2012年度）に「第5次久留米市地域福祉活動計画」を策定し、ともに『こころ』あふれる支え合いのまちくるめ」を基本理念として、地域住民や関係団体などと協働し、地域福祉を進めました。

また、久留米市では、地域福祉を進めると同時に、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者<sup>※2</sup>など、対象者や分野ごとに、公的支援制度（公的なサービス）も充実させてきたところです。

しかしながら、久留米市を含む全国的な傾向として、少子高齢・人口減少社会や、地域のつながりの希薄化が進行するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、分野を超えた支援を必要とする「複合的な課題」や、これまでの支援制度では対応が難しい「制度の狭間の課題」への対応が求められる状況がみられ、対象者別・分野別に整備された公的支援制度だけでは対応が困難なケースが現れてきています。

※1 久留米市社会福祉協議会：民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき、設置されている。

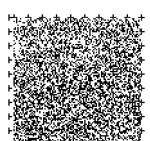
※2 生活困窮者：就労や心身の状況、地域社会との関係性などの事情により、実際に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる可能性があるひと人。



そのため、国では、「ニッポン一億総活躍プラン※1」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、その実現に向けて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）を改正（平成30年（2018年）4月1日施行）するなど、地域住民等※2が自ら地域生活課題※3を把握し解決するための仕組みづくりや、「複合的な課題」、「制度の狭間の課題」を受け止めるための包括的な相談支援体制の整備に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

久留米市及び久留米市社会福祉協議会では、地域社会を取り巻く環境の変化や新たな課題が現れてきたことなどを踏まえ、これらに対応する取組みをより一層充実させていくため、国の動向も踏まえ、新たな計画を策定します。

- 
- ※1 ニッポン一億総活躍プラン：あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会をめざすため、閣議決定（平成28年（2016年）6月2日）されたもの。
- ※2 地域住民等：地域住民（外国人住民を含む。）、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者。
- ※3 地域生活課題：日常生活を営むうえで支障となっている解決すべき課題（福祉サービスを必要とする地域住民とその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立などの他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題）。



## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ等

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められた市町村地域福祉計画です。また、地域福祉活動計画は、全国社会福祉協議会が策定を勧める、地域住民等による福祉活動及び地域福祉計画の実現を支援するための活動を内容として、市町村社会福祉協議会が策定する計画です。

なお、久留米市及び久留米市社会福祉協議会では、引き続きこれらの計画を踏まえて、校区コミュニティ組織※の区域ごとに、その実情にあわせて地域住民等が行う「校区福祉活動計画」づくりを支援します。

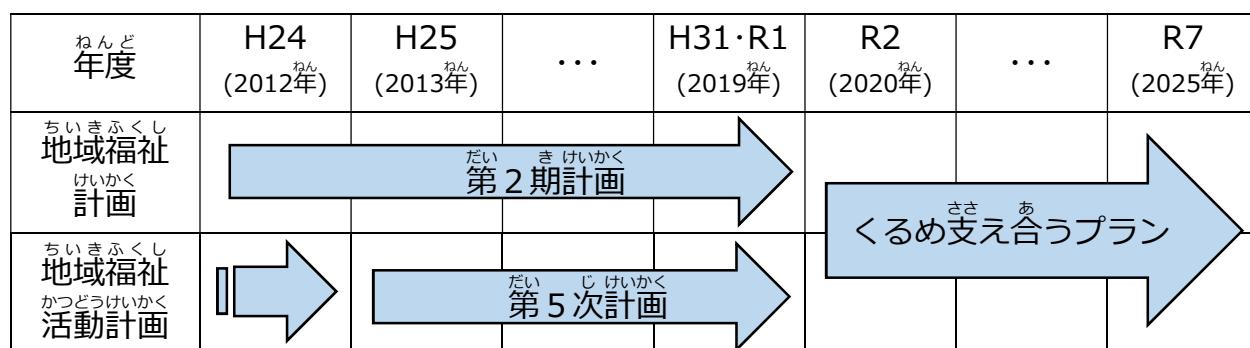
### (2) 久留米市と久留米市社会福祉協議会による一体的な計画策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画の目的が「地域福祉の推進」と共通していることから、より一層連携して施策を展開するために、これらの計画を一体的に策定します。

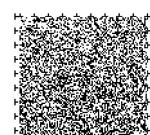
### (3) 計画期間

計画期間は、久留米市新総合計画と整合を図るため、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とします。ただし、社会状況の変化などにより、必要に応じて見直しを検討します。

#### <両計画の経過と今後の予定>



※ 校区コミュニティ組織：小学校区を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災などの自らの地域を自らが住みようするための活動を組織的かつ継続的に行う組織。



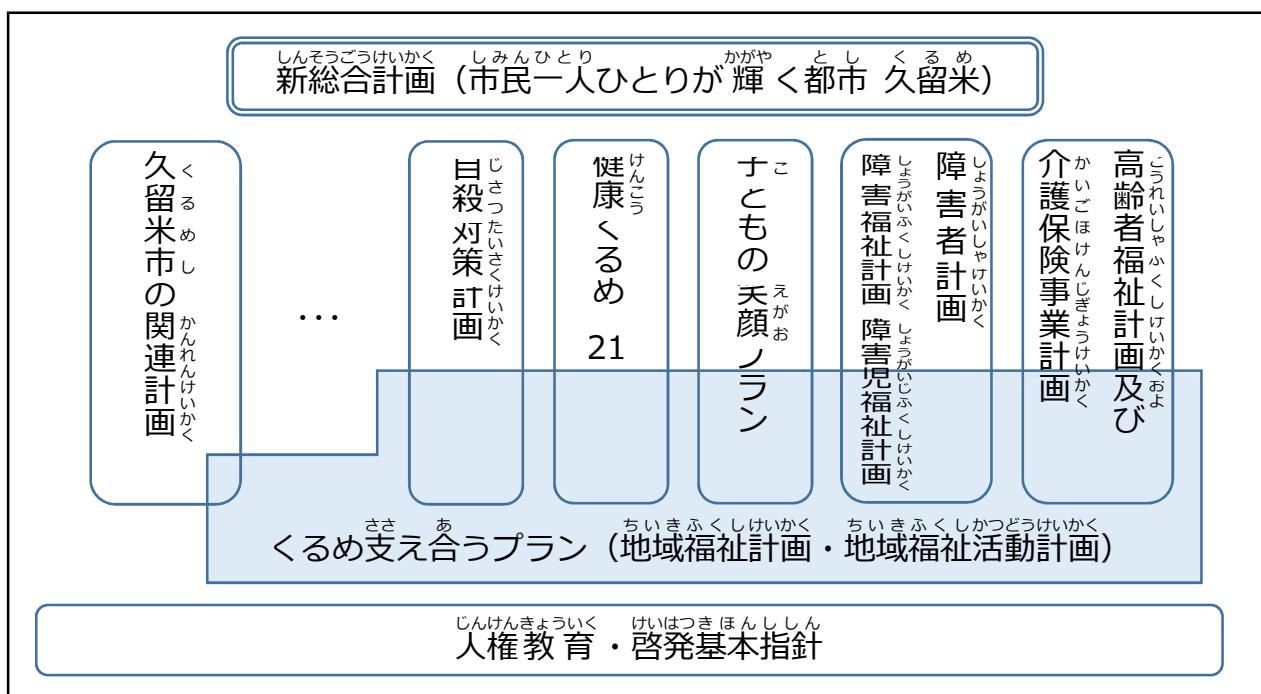
## (4) 久留米市の各計画等との関係

この計画は、久留米市新総合計画を上位計画とし、久留米市がめざす都市の姿のひとつである「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」の実現に貢献します。施策の展開にあたっては、久留米市新総合計画第4次基本計画に記載する、「あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成」の視点をもって取り組みます。

また、この計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野に共通する事項や「複合的な課題」、「制度の狭間の課題」への対応方策などを記載する、福祉の各計画や関連する計画の基本となる計画と位置づけます。そのうえで、「地域」に着目した、支え合いの仕組みづくりのめざす姿と、それを実現するための方向性・取組みを示す計画とし、福祉の各計画や関連する計画と調和を保ちつつ、一体的に展開していきます。

なお、久留米市人権教育・啓発基本指針及び実施計画を踏まえて、すべての人の基本的人権が尊重され、お互いの存在・人格を尊重し合いながらともに生きる社会の実現を最も大切な視点として計画を策定し、進めています。

### <他の計画等との関係図>



### 3 計画策定の体制

#### (1) 地域住民等と連携した体制

この計画の策定にあたっては、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者といった分野を超えて地域福祉を推進するため、久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会を開催し、地域住民、福祉関係者、NPO(市民活動団体等)の代表者、社会福祉法人※1の代表者、大学教授などによる審議を行いました。

また、久留米市地域福祉計画推進協議会の下に、支え合い推進部会及び多機関連携部会を設置し、支え合い意識の醸成や支援関係機関※2の連携の仕組みづくりについて協議を行い、意見を計画に反映しました。

#### (2) 庁内体制等

久留米市では、副市長と部長級の職員で構成する久留米市地域福祉計画推進会議及び次長級の職員で構成する久留米市地域福祉計画推進調整会議を設置し、分野を超えた協議を行いました。

また、久留米市社会福祉協議会では、久留米市社会福祉協議会理事会などで協議を行いました。

※1 社会福祉法人：社会福祉事業（高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など支援を必要とする人が、自立してその人らしく安心して暮らせるよう、必要な保護、援助、育成などの支援を行う施策・事業）を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。高齢者や障害者、子どもなどを対象とした各種福祉施設や事業を運営する。

※2 支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関。

